

各 位

会 社 名 シーキューブ株式会社  
本社所在地 名古屋市中区門前町1番51号  
代表者名 代表取締役社長 橋本 渉  
コード番号 1936 名古屋証券取引所 第1部  
問合せ先 取締役CSR推進部長 佐藤 隆彦  
T E L 052-332-8013

## 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改正に関するお知らせ

当社は、平成29年8月8日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」について下記のとおり一部改正することを決議いたしましたので、改正後の内容をお知らせいたします。  
なお、変更部分は下線で示しております。

### 記

#### (1) 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の「業務の適正を確保するための体制」は下記のとおりであります。

- ① 当社およびグループ会社の取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ア. グループ倫理綱領を定め、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止するほか取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告するなどガバナンス体制の強化に努めております。
  - イ. 当社は、グループ倫理綱領における基本方針に、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断します。」と定めており、反社会的勢力には、毅然とした態度で対応することとしております。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - 取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で、保存・管理することとし、定められた文書保存期間中は、閲覧可能な状態を維持しております。
- ③ 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ア. 当社およびグループ会社は、当社およびグループ会社の業務執行に係るリスクとして、安全・品質・情報管理・大規模災害・財務報告の誤謬・コンプライアンス違反等を認識し、個々のリスクについての管理責任者を明確にした体制を整えております。
  - イ. リスク管理体制の基礎として、個々のリスク対応について社内規程を定め、その規程に従ったリスク管理体制を構築しております。
- 不測の事態が発生した場合には、当社の社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えることとしております。
- ④ 当社およびグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期開催するほか、適宜開催することとする。また、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長、専務取締役、常務取締役、取締役等によって構成される常務会において議論を行い、その審議を経て、取締役会において執行決定を行っております。
  - イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めております。
  - ウ. 事業運営については、経営環境の変化を踏まえ中期経営計画を策定し、その実行計画として各年度事業計画を策定し、全社的な目標に基づく具体策を各部門で立案し実行しております。

⑤ 当社およびグループ会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンス体制の基礎として、グループ倫理綱領およびグループコンプライアンス規程を定めております。

社長を委員長とするコンプライアンス委員会およびコンプライアンス担当者会議を設置しております。また、コンプライアンスの統括部署としてCSR推進部コンプライアンス統括室を設置しており、コンプライアンス体制の整備および維持・向上を図っております。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行っております。

イ. 内部監査部門として、執行部門から独立した監査室等の組織を設置しております。

ウ. 当社において使用人による重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実および財務報告に重大な影響を及ぼす行為を発見した場合には、直ちに監査室およびCSR推進部コンプライアンス統括室・内部統制室に報告することとし、遅滞なくコンプライアンス委員会において報告することとしております。

エ. 法令違反その他のコンプライアンス違反等についての通報体制・社内報告として、シキューブグループ社内窓口（CSR推進部コンプライアンス統括室）と社外窓口（顧問弁護士）を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づき、その運用を行っております。

オ. 監査役は、当社の法令遵守体制および社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとしております。

⑥ 当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用するグループ企業理念、グループ倫理綱領を定め、これを基礎としてグループ各社で諸規程を定めております。経営管理については、グループ経営の基本理念を定め、グループ経営規程に従い、当社への決裁・報告制度によるグループ会社経営の管理を行うとともに、必要に応じてモニタリングを行っております。取締役は、グループ会社において、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実および財務報告に重大な影響を及ぼす行為を発見した場合には、監査役およびCSR推進部コンプライアンス統括室・内部統制室に報告することとしております。

イ. グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査室またはCSR推進部コンプライアンス統括室に報告することとしております。監査室またはCSR推進部コンプライアンス統括室は、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができます。監査役は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めるができるものとしております。

⑦ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

必要に応じて、監査役補助者を置き当社の監査役の指示による情報収集権限を付与することができる。

また、監査役補助者の評価は当社の監査役が行い、任命、解任、異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が決定することとし、当社の取締役からの独立性を確保することとしております。

⑧ 当社の取締役および使用人、グループ会社の取締役、監査役等および使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の取締役および使用人、グループ会社の取締役、監査役等および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項については、当社の監査役にその都度報告するとともに、報告者に不利益が生じない適正な組織運営を行なうこととしております。また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができます。

なお、当社の監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなどの連携を図り、その費用は当社が負担しております。

⑨ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法における財務報告に係る内部統制については、CSR推進部内部統制室を設置しております。財務報告に係る内部統制手順書に基づき、その適切な運用に努めることとし、財務報告の信頼性と適正性を確保することとしております。

なお、会社法に基づいた内部統制については、CSR推進部内部統制室を中核としてシステムの運用・強化に努めています。